宮崎市告示第511号

人流マーケティングツールの年間ライセンス調達に係る
一般競争入札の実施について

次のとおり、一般競争入札を実施する。

令和8年7月13日
宮崎市長　清山　知憲

入札に参加する者は、関係法令に定めるもののほか、下記事項を順守のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、担当課に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

記

1　一般競争入札に付する事項

(1)サービス及び数量

人流マーケティングツール　年間ライセンス

(2)サービスの性能等

仕様書による

(3)納入期限

令和8年8月31日

(4)契約期間

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで(12か月)

(5)納入場所

仕様書による

(6)入札方法

上記のサービスについて、入札を実施する。入札金額は、ライセンス料12カ月当たりの単価を記載すること。

また、落札決定は、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　契約に係る特約事項

(1)宮崎市は、この入札に係る契約期間において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、契約を解除するものとする。

①　契約の相手方が契約事項に違反した場合

②　契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2)宮崎市は、契約の解除によって生じた契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3　入札参加者の資格

(1)入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

① 納入するサービス及び数量を確実に納入できる者であること。
② 納入するサービスの性能が仕様を満たし、確実にサービスの設定ができると認められる者であること。
③ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
④ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
⑥ 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
⑦ 本件の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年2月7日告示第19号)による指名停止を受けていない者であること。
⑧ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者が含まれていないこと。
⑨ 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。

4　入札参加資格に係る書類の提出

(1)入札に参加しようとする者は、宮崎市に対して、別紙様式1による「一般競争入札参加申込書」を提出しなければならない。
(2)入札に参加しようとする者で、宮崎市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、別紙様式1による「一般競争入札参加申込書」とあわせて、下記①～③の書類を提出しなければならない。

①商業登記事項証明書又はその写し
　法務局で発行する商業登記事項証明書(発行3ヶ月以内)
②宮崎市税及び国税に滞納がないことの証明
　※いずれも3ヶ月以内に交付(発行)されたものであること。
　○宮崎市税滞納無証明書(写し可)(※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合)
　○国税納税証明書(写し可:法人税及び消費税(地方消費税含む))
③誓約書兼同意書
　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。

(3)入札参加資格に係る書類の提出場所
郵便の場合:宮崎市経済部産業政策課産業イノベーション推進室
〒880－8505　宮崎市橘通西1丁目1番1号
電話　0985(21)1792
持参の場合:宮崎市経済部産業政策課産業イノベーション推進室
〒880－0805　宮崎市橘通東1丁目7番4号　第一宮銀ビル8階
(4)入札参加資格に係る書類の提出受付期限
令和8年7月27日(月)午後5時
(5)提出方法
持参又は送付とする。ただし、送付は、書留郵便に限る。
(6)事前審査の実施
宮崎市は、「一般競争入札参加申込書」を提出した者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。なお、宮崎市が必要と認めた場合には、入札に参加しようとする者に対して、個別に聞き取りを行い、提出書類の修正を求める場合がある。なお、事前審査において、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準を満たさなかった場合には、入札への参加を認めない。
(7)事前審査結果の通知
事前審査終了後、審査基準を満たしている場合には、通知は行わない。なお、審査基準を満たさなかった場合には、令和8年7月28日(火)までに通知するものとする。

5　契約条項の掲示、仕様書等の交付
契約条項を掲示し、仕様書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとし、仕様書等の関係書類は、宮崎市のホームページからダウンロードできるものとする。
(1)場所
(掲示)宮崎市役所　本庁舎前掲示場
〒880－8505　宮崎市橘通西1丁目1番1号
(交付)宮崎市経済部産業政策課産業イノベーション推進室
電話　0985(21)1792
〒880－0805　宮崎市橘通東1丁目7番4号　第一宮銀ビル8階
(2)期間
令和8年7月15日(水)から令和8年7月28日(火)まで
(土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで)

6　入札保証金について
(1)入札参加にあたって、宮崎市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第122条第1項の規定に基づく、入札日前日までに、入札保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第122条第2項各号に該当するときは免除とする。
(2)落札者以外の入札者が納めた入札保証金は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを還付するものとする。また、落札者が納めた入札保証金は、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の一部にこれを充当することが出来る。

7　入札説明会
入札説明会は実施しない。なお、この入札に関する質疑がある場合には、
令和8年7月22日(水)午後5時までに書面により、提出すること。

＜ 提出場所 ＞
郵便の場合：宮崎市経済部産業政策課産業イノベーション推進室
〒880－8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
持参の場合：宮崎市経済部産業政策課産業イノベーション推進室
〒880－0805 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル8階

8 入札及び開札
(1)入札の場所及び日時
① 場所
第一宮銀ビル8階東側会議室
② 日時
令和8年7月29日(水) 午後1時15分
(2)入札に参加する者は、下記により、別紙様式2による「入札書」を提出しなければならない。
① 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。
② 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による「委任状」を提出するとともに、入札書に一般競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)しなければならない。
③ 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合、当該訂正部分に押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正することができない。
④ 詳細については、「入札における注意事項」を確認すること。
(3)開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。
(4)開札した場合において、落札者がないときは、再度の入札を行う。
(5)競争入札参加者が談合し、又は不穏な挙動をとるなど、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、開札の執行を延期又は取り消すものとする。

9 入札の無効に関する事項
次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。
(1)入札参加資格のない者のした入札
(2)同一人が行った2通以上の入札
(3)2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4)入札書の表記金額を訂正した入札
(5)入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
(6)入札条件に違反した入札
(7)談合その他不正の行為があった入札

10 落札者の決定方法
(1)予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
(2)落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

11 契約保証金
契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条第1

項の規定に基づく、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

12　提供されたサービスを所管する担当課の名称及び所在地

宮崎市経済部産業政策課産業イノベーション推進室

〒880－0805　宮崎市橘通東1丁目7番4号　第一宮銀ビル8階

電話　0985(21)1792

13　入札及び契約の手続きで使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

【　問い合わせ先　】

〒880－8505　宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市経済部産業政策課産業イノベーション推進室

電話　0985(21)1792　　ファックス0985(28)6572

掲示終了　令和8年7月30日(木)